

平成28年6月定例会 総務委員会（付託）

平成28年6月20日（月）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、政策創造部関係の審査を行います。

政策創造部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】（資料①）

- 平成28年度「徳島県奨学金返還支援制度」について

七條政策創造部長

この際、1点、御報告申し上げます。

お手元にお配りしております資料1を御覧ください。

平成28年度徳島県奨学金返還支援制度についてでございます。

大学生等の県内就職の促進及び産業人材の確保による雇用創出を図るため、昨年度、創設されました奨学金返還支援制度につきましては今年度におきましても、奨学金の返還を支援する助成候補者を募集してまいります。

まず、1の制度の概要でございますが、募集対象者につきましては、県内の学生の方々はもとより、全国の多くの若者の皆さまに応募していただけるよう、全業種・全学部に拡大して募集してまいります。

次に、2のスケジュールでございますが、制度の利用を希望される方々に、余裕を持って応募の準備をしていただけるよう、5か月間の募集期間を設けてまいります。

最後に、3の留意事項でございますが、応募者が定員を上回る場合は、就業を予定している分野や、学業成績などを総合的に勘案して選考を実施してまいりたいと考えております。

また、医師等に設けられている修学資金貸付制度をはじめとする公的支援制度の利用者につきましては、助成候補者の対象外としたいと考えております。

報告事項につきましては、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

樫本委員

それでは、ただいま部長の方から説明がありました平成28年度徳島県奨学金返還支援制度について、お伺いいたしたいと思います。

vs東京「とくしま回帰」総合戦略では、新しい人の流れづくり、仕事づくり、結婚、子育て環境整備、活力ある地域づくりの四つの柱が定められております。この四つの取組は、いずれも欠くことのできない戦略であろうと思います。

今般頂きましたこの説明資料によりますと、今、非常に期待できますね、これは。

私、今、少し事業をしておりますが、産業界というのは、非常に景気が上向いて、地方の徳島県でも少しずつアベノミクスの効果が出てきて、有効求人倍率が1.30ということになっている。そして、これは34か月連続して上がってきている。これは、安倍総理大臣のさきの国会における所信でも、いわゆる地方の有効求人倍率の上昇についてはお話がございました。徳島県のお話もその中で出てまいりました。これは非常に名誉なことで、結構でございます。

これに加速をしなくてはならないと思うんです。産業界側が求める人材を、徳島県内の学校を卒業した人に徳島県で働いていただける環境づくりをしっかりとつくっていかなくてはならない。その中では、これは非常にいい制度だと思います。これは大いに期待したいと思います。

それと、これは地元枠だけでなく、県外にもその枠を求めているということは、いわゆるIターンにつながる、Jターンにつながるということで、徳島県への若者の新しい人の流れがそれによって起こるということは、極めて大切なことであるので、いいことだろうと思います。

そして、これ、今日までこの支援制度を、今までの状況ですと、男性、女性、どちらが主でしたか。男性が主ですか。県外に出ていった人。これについてお伺いしたいんですが。

阿部県立総合大学校本部副本部長

男性、女性の別でいいますと、済みません、すぐにカウントはできませんが、ほぼ半々といったところだと思います。

それから、県内、県外の別でございますけれども、昨年度は50名の方を認定しておりますけれども、全国枠の方でいきますと、県内が21名、県外が1名、合計22名、それから県内枠でいいますと、これは県内枠の方は県内だけですけれども、28名の方から応募を頂いて、全員を認定したところでございます。

樫本委員

今年の募集人員ですが、全国枠100名、県内枠100名、計200名ということですが、そして徳島大学の生物資源産業学部がその中で県内枠のうち10名を含んでおるということで、徳島大学以外では90名ということになるわけですね。といいますと、そしてその助成額が

無利子奨学金借受総額の2分の1，上限が100万円，有利子奨学金借受総額の3分の1で上限が70万円ということなのですが，全国枠の中で，徳島大学，また徳島文理大学や四国大学に来られた人，来ている方の昨年度の実績と今後の見通しはどれぐらいですか。

これは成績優秀な人から順番ですか。

阿部県立総合大学校本部副本部長

昨年度の実績でございますけれども，全国枠に関しては，徳島大学の学生が結構多うございます。

先ほども言いましたように，県外から1名の方に来ていただいております，徳島大学，それから阿南工業高等専門学校，それから四国大学などの者を認定しているところでございます。

樫本委員

これは，県内に大学が四つ，徳島大学，鳴門教育大学，徳島文理大学，四国大学，それから短期大学も含まれますね。

やっぱり教育産業というのも非常に本県産業の中で大事なんですよね。たくさん来ていただく。もう有り難いことに，徳島文理大学なんかは沖縄県からでもたくさん来ていただいておりますように，非常に本県産業にも教育産業というのは大きな貢献をしていると思うんです。これにはずみがつく，そしてこれから少子化になって，大学の経営そのものも大変厳しい状況になってくるんですよね。その大学にもこれはプラス効果になる。そして，県内の産業界に対する人材の提供確保についてもプラスになる。これ，三つ，四つ，五つぐらいの，飯泉県政の好きな一石四鳥，五鳥の制度だと思うんです。

今年度の成果を踏まえて，今後，更に拡大していったらいいと思うんですが，それにはまず広報が大事だと思うんです。いかに周知できるか，こういう制度がありながら，せっかくいい制度をつくったのに，これがどれだけ進学される方に行き届くのか，その手段はどういうふう考えられてるんですか。

阿部県立総合大学校本部副本部長

今年度は，先ほど部長から報告させていただきましたとおり，まず，より一層多くの若者に制度を利用してもらえよう，対象とする業種や学部の限定を撤廃することといたしております。また，制度の利用を希望される方々に余裕を持って応募の準備をしていただけるように，応募期間を長くしていきたいと考えております。

昨年度の反省点といたしましては，先ほど委員からお話がありましたように，制度を知ってもらうことが不十分だったということもあると思っております。今年度につきましては，就職活動中の大学生，それから県外在住の既卒者，先ほど言われましたUターン者，Iターン者，Jターン者，こういう方々に焦点を当てた戦略的な広報を実施してまいりたいと考えております。

具体的に少し申し上げますと、就職活動中の大学生に対しましては、就職マッチングフェア、それから徳島就職活動フェアなどでPR活動を行いますとともに、県外在住既卒者、いわゆるUターン者、Iターン者、Jターン者に対しましては、徳島移住交流促進センター、それから移住交流フェア、さらには「住んでみんなで徳島で！」など、各種のウェブサイトがございますので、そういったところで情報を浸透させていきたいと考えておるところでございます。

樫本委員

この事業の支援制度の広報については、いろんなやり方があろうかと思えます。

また、やっぱり、徳島県とゆかりのある人、例えば県人会、各地にあります、県人会を通じて、若い人が徳島に回帰するように、ふるさと回帰できるように、また、御縁のある人は是非徳島で働いていただきたい。県外に出ていった子弟に徳島にまた帰ってきていただけるような、県人会での広報とかも踏まえて、また知事にも、知事が直接県人会の会合で話をさせていただくと、これは非常に広がると思うんです。是非そういうことも踏まえて、あらゆる媒体、機会を通じて、しっかりと広報していただいて、こんないい制度をつくったんだから、多くの応募があって、そして立派な人材を徳島県に、3年間ということになっておりますが、また、もうちょっとプラスして、5年間おったらもうちょっとプラスするとか、工夫に工夫を重ねて、しっかりと徳島に定着して、徳島の地方創生が実現できる一助にしっかりとしたいと思いますので、充実した施策に向けて、少しずつレベル、グレードを上げていただきたい。一つの方向では駄目です。常に新しい提案をして、そしてリフレッシュをして人材を供給していく。県下の産業界に供給していくという仕組みづくりをしっかりと考えていただきたいと思えます。

頑張ってください。終わります。

中山委員

樫本委員の質問に関連してですけど、この奨学金返還支援制度、これは、去年、残念ながら応募者数が少なかったというのは、その理由の一つとして学部を限定しているということだったと思うんですが、今回は全学部ということで、非常にいいことだと思います。

ただ、去年、申し込みたくても申し込めなかった既存の学生、2年生、3年生、この生徒たち、まだ生活に困っている方もいると思うんです。その人たちに対してはどうするんですか。

阿部県立総合大学校本部副本部長

昨年度、最初の段階では、大学3年生、つまり翌年度に卒業する方を対象としていたんですけれども、応募が少なかった関係で、大学4年生も対象にしたところがございます。

ただ、今年度は最初から大学3年生、4年生、それから既卒者も対象としておりますので、昨年大学3年生の段階で応募できなかった方も、今年度、大学4年生の段階、あるいは就職の段階で応募できるものと考えております。

中山委員

これ、ちょっと僕、認識を誤っているのかもしれませんが、学校に通う学費に対しての奨学金ですよ。

そうしたら、今、大学2年生はどうなんですか。

阿部県立総合大学校本部副本部長

大学2年生に関しましては、まだ就職までは間があるということで、奨学金をまだ借りている段階のところでございますので、奨学金を借りた者に対して返還を支援していく制度となっておりますので、大学3年生、4年生を対象にさせていただいているところがございます。

中山委員

僕が理解できないのかもしれないけど、これは、高校を卒業して、大学に行く人たちに対して、来年大学に進学する人に対しての奨学金の支援ですよ。そういうことじゃないの。

阿部県立総合大学校本部副本部長

若干詳しく説明をさせていただきます。

制度として、二つの枠を設定してございます。

全国枠というのと県内枠。資料1にございますように、全国枠に関しましては、大学だけでなく高等専門学校を今年度卒業する者、来年度卒業する者と書いています。要するに、大学生であれば3年生、4年生。それからあとは、3行目に書いてある文言がUターン者、Iターン者、Jターン者、既卒者ということでございます。この大学3年生、4年生、それから既卒者を対象としたものが全国枠として100名募集させていただきたいと考えております。

一方で、もう一つ、県内枠というのを設けてございます。これは、より早い段階から県内での就職を意識してもらおうということで、高校3年生を対象としております。これはちょっと別のものと考えていただいた方がよいかと思うんですけども、高校3年生の段階で、文部科学省の方で地方創生優先枠ということで100名設定しておりますので、それに呼応する形で高校3年生の枠も100名設けてございます。この方々は、大分先になるんですけども、大学を卒業して県内で就職し、一定期間県内で就業していただければ返還を支援するという制度になってございます。

中山委員

やはりそうですよね。だから、去年、高校を卒業した人たちが、今、大学1年生ですよ。その1年生の子たちが、去年はこれに応募できなかったわけですよ、高校生が。その応募できなかった高校生、今、大学1年生の子に対しては、どういうふうにフォローができるんでしょうか。

阿部県立総合大学校本部副本部長

残念ながら、大学1年生、2年生の段階では対象としてございませんけれども、その方々が大学3年生、4年生になった段階では、当然応募できるものでございますので、大学3年生、4年生になって、就職を意識し出した段階で、再度応募していただけるものと考えております。

中山委員

では、大学を卒業して返すようになった段階で申請すればいけるということですね。

去年応募できなかった人たちは、もう駄目だったと思っている人も多分いると思うんです。だから、今、榎本委員の方で広報をしっかりとするように、ということだったので、そういうことも含めて、漏れた人を漏れたままで終わらさないように、こういうふうに拡充したんだよということを全ての生徒がわかるようにしていただきたいと思います。非常にいい制度だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

せっかくですから1点。

土曜日に、大学の徳島支部の同窓会がありまして参加していたんですけど、若い子が最近増えとって、その中で、1人、平成25年卒業で赤ちゃんを連れてきている女性がいらっしゃって、聞いたら、埼玉県出身の人だったんです。旦那さんは徳島県出身なんですかと言ったら、旦那さんは北海道出身だと。北海道と埼玉県。僕は、芝浦工業大学出身で、その奥さんが芝浦工業大学の建築工学科を出ていると。では、今は何をしてるんですか。建築関係の設計かなんかしているんですかと言ったら、旦那が農業をしたいからということで、そういう制度を使って、2人で徳島に来てくれたということなんです。

ただ、せっかく来たのに、やはり生活が厳しいそうなんです。Iターンというんですね。Iターン制度を利用して結構転入されている方がいらっしゃると思うんですが、何組くらいいらっしゃるかは、わかりませんね。

何が言いたいかというたら、せっかく来てくれた人が、今度やっぱ徳島ではいられないわというふうになって出ていかないように、最初の取りかかりの支援とかはきちんとあるでしょうが、後々のフォローは把握できているのかとちょっと不安というか関心がありまして、もしわかれば、今後、せっかく来た人を逃さないためにも、こういうことも考えているというのがあれば、教えていただきたいと思います。

平井地方創生推進課長

中山委員から移住された後のフォローアップについて、県としてどのようなことをやっているのかという趣旨で御質問を頂いたところでございます。

おっしゃるように、移住実現に当たりましては、まずは希望者に対する情報支援から、相談、フォローアップ、移住実現、更にその後もしっかりとフォローアップしてさせていただくことが必要と思っております。

県としての財政支援措置というところまではないわけなんでございますけれども、対策といたしまして、移住者の皆さんの交流会というのをやっております。昨年度も東部、南部、西部と、3圏域に分かれまして、交流会を実施いたしまして、それぞれの現状の報告でございますとか、課題とか悩みの共有をしていただいて次につなげていくという取組をしているところでございます。

中山委員

その交流会は、何名ぐらい参加して、どういうふうな困ったことがあったのか、教えていただきたいと思えます。

平井地方創生推進課長

大体のところ恐縮でございますが、それぞれ、3回とも出させていただいたんですが、約20名ずつの会でございますして、やはりそれぞれ地域の皆さんとの交流というんですか、それぞれのやり方について、自分はこうやってきて、そうやったら結構できるなどかいうことでの意見交換もさせていただいたところでございます。

中山委員

その女の人に聞いた話ですが、子育ても大変な上、子育てをしながら鳴門教育大学の臨時の事務員としてIT関係の指導をしている。小さい1歳ぐらいの子を連れて、子育ては、どうやってやっているのかと、詳しくは聞けなかったんですけども。なかなか非常に厳しい生活環境の中で、せっかく徳島県に来てくれた人を逃さないように、今、交流会を年に数回実施していただいているという話なので、そういうことをどんどんもっと広めていただいて、やはり、どこかワンストップ窓口というか、ここに相談をかけてという窓口を設置して、移住のときだけじゃなくて、その後のフォローをしっかりとしていただく。僕、実はこういう大学を卒業して、建築もやっているけど、こういうことをしているんだよって名刺を渡したら、非常に喜んでくれたんです。だから、多分、いろんな困っていることがあるだろうと思えます。でも、徳島は不案内だから、どこに相談していいか、また、周りには知り合いもいないとなってしまうたら、本当に、やっぱり元いたところに帰ろうかというふうになってくる可能性があります。移住してきた人とか、これから移住を検討されている方に、たくさん来てもらうために、その人たちにもいろいろPRしてもらうことも一つのいい方法だと思うので、その人たちが、徳島県へ来て、こういうふう到手厚く、

補助制度もあり、特に周りの人が非常に親切で住みやすいということを書いてもらうためにも、その人たちのフォローをしっかりとしていくべきじゃないかと思います。

相談窓口の設置とかを検討してみてもいいかと思いますが、どうでしょうか。

平井地方創生推進課長

移住された後の相談体制の窓口が必要ではないかという御提言を頂いたところでございます。

移住実現、それからその後のフォローアップをしていくに当たりまして、各市町村におきまして、移住者の方と地域を結んでいくコーディネーターの役割が非常に重要と考えておりまして、各市町村において、コーディネーター的な方を置いていただくための養成講座というのを、昨年度来、県の方でも取り組んでいるところでございます。県内でもそういう責任が進んではきているところでございますので、まず、行政で市町村における窓口設置ということで、推進をしてまいりたいと思っております。

それと、移住実現に当たっては、やはり仕事、住まいとか教育、それから先ほどの地区との結び付きということでございますので、各視点での切れ目ない支援態勢をしっかりと整えてやりたいと思っております。

中山委員

是非ともお願いしたいと思います。

ただ、やはり、受け身ではいけないと思うんです。もう少し踏み込んで、今、Iターンで来ている人たちというのはまだ少なく、把握もできていると思うので、その人たちに定期的に、どうですかというふうな、県サイドもあり、市町村自治体の方から、お声掛けをして、何かないですかということまで踏み込んでくれたらいいのかなと思います。

是非とも、その人たちに徳島ファンになってもらって、やはり、実際の経験をPR、例えば、農業を、どうして北海道でしていないのかと思うんですけど、寒いからということもあるんだろうし、北海道より徳島県で農業をした方が気候もいいし、おいしい物がとれるんだということも身をもって体験できる。そのエピソードを周りに宣伝することができるというのは、本当に説得力があると思うので、是非ともそういう人たちのフォローアップをしっかりとして、徳島ファンを根付かせるような仕組みをとっていただきたいと強く要望して、これで終わります。

岡田委員

先ほどの話の部署でもテレワークの話をしていたんですけど、前回の本会議で代表質問の中に重清議員からの答弁の中にあっただんですけど、4月13日にとくしま新未来創造オフィスというのが設置されて、神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックスの中に県庁職員が2人常駐して、サテライト勤務を行っているということでした。こちらの方は実証実験といいますか、実際に行っていてやられているという話なんですけども、男女共同参

画の実現といたしますか、ワーク・ライフ・バランスの実現という中で、テレワークというのがキーワードの働き方というので出てきている中であって、現在の勤務状況の中に、今、実際行かれています職員さんもいらっしゃると思いますので、現状としてどのような状況で働かれていますのかというのをまず説明していただけますか。

長谷川新未来創造担当室長

岡田委員から、神山オフィスにおきますサテライト勤務の状況について御質問を頂いております。

神山町でありますとか、美波町におきましては、サテライトオフィスの集積が進んでおりまして、日常的に多彩で多様な人材が集まってきております。こうした地域を活用しまして、とくしま新未来創造オフィスを本年の4月13日に東部、南部、西部の3地域に開設しております。東部地域におきましては、多くの企業がサテライトオフィスを構えております神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックスに地方創生推進課のサテライトオフィスとして神山オフィスを設置しまして、私と女性の担当係長の2名で、駐在した上でサテライト勤務を実施しております。

私どもの神山オフィスでは、テレビ会議システムを導入していただいております。日頃は県庁7階の地方創生推進課と常時接続を行いまして、課内の打合せに活用しますとともに、政策創造部内の会議でありますとか、県庁で行われます会議にはその会場にテレビ会議システムをつないで出席、また、南部や西部のオフィス、また、徳島県の東京、大阪本部といった方が出席、また、東京都の民間の企業も出席いただいた上で、神山オフィスを主会場にしまして、多角的な会議といったものも実施しております。

また、ペーパーレス化に向けましては、業務に当たりまして、メールや電子決裁等の積極的な活用も図りましてやっております。今後とも、ITの活用により、離れていてもいつでも同じ仕事ができるテレワークの実践と普及を通じまして、本県におけますワーク・ライフ・バランスの向上に向け、県としても率先垂範して取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

実際に4月、5月、6月で、行かれてから2か月半ぐらいたつんですが、先ほど御説明いただいたように、県庁とも常時接続した環境であって、働いているところがお互いに確認し合いながらできるという環境であって働かれていますということで、実際、その業務をするに当たって、接続されてつながっているという状態と、また先ほど説明にありましたように、ペーパーレス化ということでメールで業務のやりとりができるような仕事の形態に切りかえていっているという話なんですけども、実際の業務として、今までの、県庁でずっとおったときの働き方と2か月間の働き方、比べられて、実際に支障があったとか、こういうところは逆にもっと良かったとかいうところはありますか。

長谷川新未来創造担当室長

これまでの業務の状況についてでございますが、神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックスに入っております企業の勤務状況も参考にさせていただいて、先ほど申しましたとおり、日頃から県庁7階の地方創生推進課とテレビ会議を常時接続しまして、常に互いの職場環境が見える状況になっておりまして、一体感を持って、同じフロアで業務をしているような感覚で業務は執行できております。

打合せや連絡、報告は主にこのテレビ会議を通じて行っておりまして、必要に応じて電話やメールなどを活用しながらサテライト勤務をしております。業務上のコミュニケーションといった部分では問題ないところでございます。

ただ、一方で、全庁的なテレワークを推進していく上では、各課で、先ほど先生もおっしゃってございましたけども、ペーパーレス化、あと、テレビ会議やウェブ会議といったものを更に積極的に活用していく必要があると感じております。

まずは実践を重ねていきまして、こうした課題を一つ一つ丁寧に解決していったって、テレワークにおける新たな徳島モデルみたいなものを構築していければと考えております。

また、こうした取組につきましては、県庁全体へ広く発信してまいりたいと考えております。

岡田委員

さながら県庁にいるような環境で、テレビ接続を通じて仕事をされていったということと、今は限られた場所での取組になっているようなんですけども、先週の付託委員会じゃないですけど、やっぱり働き方の中で、全県庁の職員さんができるようなテレワークという働き方を目指せるような環境を整えてもらうための、まずはサテライト勤務だと思っております。

県庁全体にこれからも広げていってくれるというお話だったんですけども、また先月末に、若手職員さんが神山のサテライトオフィスの方で合宿研修されたということなんですけども、それで実際、合宿研修されて、その研修の効果がサテライトでしたことによって上がったことがあるのか。また、若手の皆さんの感じ方とか、それと今後の展開、県庁の全域に広げていくに当たって、皆さんの感想なり意識の改革なりというのはどのように感じられたのかということをお伺いしたいんですけども。

長谷川新未来創造担当室長

研修の実施について御質問を頂いております。

とくしま新未来創造オフィスにおきましては、新しい働き方の徳島モデルといったものを構築するのと併せて、県民目線、現場主義に立った人材育成、政策創造に取り組むため、多彩で多様な人材が集まります地方創生のモデル地域、これをフィールドと活用しまして、課題解決型の研修を実施することといたしております。まず、第1弾としまして、去る5月30日から31日にかけて、創造的な政策の策定を担っております政策創造部の若手職

員、20歳代から30歳代の5名を対象に、神山オフィスにおいて1泊2日の合宿の研修を行ったところでございます。

サテライトオフィスや移住者の方々、あと、神山町におきまして、持続可能な地域づくりを担っておりますNPO法人グリーンバレーの方々とも交流し、意見交換も行いながら、参加した研修生が自ら決定したテーマであります移住促進に向けたアイデア出しを行ったところでございます。その結果を、研修の最後に、神山オフィスからテレビ会議を通じまして県庁の七條政策創造部長に報告したところでございます。

研修期間中、研修生は、こうした政策創造とともに、持参した各自のパソコンで県庁内の各所属課とテレビ会議室とをつなぎ、業務をこなしたところでございまして、テレワークも実体験いただいたところでございます。

研修に参加した者からの意見としましては、神山オフィスで「日頃より集中して政策創造に取り組めた」でありますとか、「やはり机上だけではなく現場で意見を拾って政策に役立てるといのは大変大事だと改めて痛感した」という意見を頂いております。

こうした取組を通じまして、テレワークにおいても、在宅による実施も視野に、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

今のお話にもありましたけど、やはり県民目線とか現場主義というか、行ってみないとわからないしというところもありますし、県庁のここで話をしているよりはそれぞれの地域に出向いて行ってそれぞれの地域の人と話をしながら、また県庁とつながれるというのが多分一番問題を解決していくには早い手法ではないかと思えます。今回の経験を生かして、ただ、今回、皆さん20歳代から30歳代ということだったので、パソコン操作等々に多分支障がない、スキルを持った方が行かれていたと思えます。その幅ももう少し広げていただいて、専門じゃないというか、ちょっとIT機械、苦手という方も是非広げて、経験できるようにしてもらいたいというのと同時に、ただ、今後の県庁の在り方としては、当然ITスキルを持った職員さんが入ってくるというか、若い世代の皆さんは普通に使いこなされているので、逆にいうと、どんどん道具を使ってやっていくと、多分日本のみならず世界中どこにいてもその通信のできるというネットワークの仕組みをうまく使いこなしていくと、もっと働き方も、現場という場所が徳島県内のみならず日本国内に広がっていったり、いろんなところでの現場の仕事の働き方というのできるのではないかと思います。今回は多分第1歩になると思えますので、第2歩、第3歩が大きくステップアップしていくように、是非今後も継続して取り組んでいただきたいと思います。

それと、サテライトで最初に徳島県に来ていた企業さんの話じゃないですけど、皆さん、神山町に行くと、やっぱり神様の山じゃないですけど、その自然豊かなところで仕事ができるということで、東京都で仕事をしているよりは非常に精神的に開放される部分で、それでもものすごくクリエイティブな仕事ができるんですよというのは、来られていた企業さん、皆さんおっしゃっていて、特に経営者の方は、逆にいうと、クリエイティブな発想が

できるのであれば、神山町に来て1週間研修してもらって、仕事してもらって、それで今までになかった新しいものを生み出して東京都にフィードバックしてもらおうというのは、その企業の在り方として非常に効率のいい運営の仕方だというお話もされていた方もいらっしゃったんです。やはり、場所が変わって現場の人、そして、いろんな人たちとの関わりの中、また、いろんな自然の中の間わりの中というので、より豊かな仕事ができ効率も上がっていく、また、質が上がっていくということもできるとは思います。今回の研修を通じて、今後も県職員の、特にこれからいろんな問題解決をしていかなければいけない県職員の皆さんですので、政策立案のヒントになるようなアイデアが、神山町のみならず、南部であったり西部であったり、いろんな場所がありますので、それぞれの場所に出向いて行かれて、それぞれのところで、西部は西部の問題解決のために、南部は南部の解決のためにというように取り組んでいける環境づくりを是非してほしいと思います。

今回はサテライト、神山町だったんですけど、今後、次にまた研修の開催等々はありませんか。

長谷川新未来創造担当室長

今後の研修の予定について御質問を頂いております。

とくしま新未来創造オフィスでは、私どもの神山オフィスのほかに、南部のオフィス、西部のオフィスにおきましても、それぞれの地域の強みや特性を生かした研修を実施する予定としております。

開催時期等については、未確定な部分もございますが、私ども神山オフィスでは、8月に、今度は全庁から募集の上、じっくりと地方と交流していただき、ネットワークもつくっていただき、政策創造に取り組めるように、もう少し長期での研修を実施してまいりたいと考えております。

岡田委員

今回全庁からということですが。年齢も様々な世代の方たちに是非経験していただきたいとともに、またそれぞれの世代の違った方たちが研修されることによって、また違う成果が生み出されてくることを期待したいと思いますので、是非継続的にしてほしいと思います。

地方の時代、地方創生と言われますけど、地方からいかにアイデアを出していくかというのは、地方にいながらも固定概念にかかわらず、未来を見据えて取り組んでもらうためにも、是非やわらかい環境の中で仕事ができる働き方というのが、今、ありますので、それを是非皆さんが共有して、実体験してもらうことによって、テレワークの意義というのが、多分皆さん自身で発見できると思います。実際テレワークというのが、IT企業さんに言わせると、防災、災害にも強いし、先ほどのペーパーレスにすることによって非常に危機管理もできますよというお話も多々聞いております。私自身、ペーパーレスということになかなかできていないところなんですけれども、やはり、それぞれの、今まで経験の

ある方のお話を聞いていますと、もう取り組むべき時期なのかと。熊本県の地震等々の、また、この間の函館市の地震もそうですけど、震災等かなり地震発生率が大きくなって、南海トラフの話というのも近づきつつあるのかと実感しながらも日々暮らしておりますので、その中であって、危機管理の意味からも、そしてまた、働き方、そして県が未来に向かって成長していくためにも、是非取組を休めることなく継続して、また発展して、広げていってくれるように要望したいと思います。

喜多委員

日本経済新聞の記事で、「地方経済人口減でも成長」ということで、これ、持ってきたんですけれども、人口減少に負けない元気な地方ということで、徳島県がすごく高い評価を受けているということで載っておりました。

これは、リーマン・ショックの前の数字と2013年までの変化率をイラストに表したもので、結局人口が減っても経済成長はできるということで、人口増減率と1人当たりの実質GDPの増減率を足したものを経済成長率としてイラストに表して、花咲かじいさんということで、協議してイラストにしておるものでございます。47都道府県の半分ぐらいがプラス、半分ぐらいがゼロ成長、マイナスということで、その中で徳島県が成長率の2番目に位置されておるということで、人口が減っても徳島県は、いい面がいっぱいあるということでございます。

実質的に徳島県の人口減少が3.8%減、そして1人当たりの実質GDP増減率が12.7%ということで、プラスということで、その結果、合わせて経済成長率が8.9%ということにイラストでなっております、この赤いゾーンというか、花咲かじいさんのとこに乗っておるのが徳島県では全国で2番目ということになっておるようでございます。

ちなみに、上位にありますのが、宮城県、徳島県、岩手県、そして栃木県、三重県、和歌山県、宮崎県、長崎県、山形県、山口県、山梨県ということになっておりました、いろいろ要因があろうと思いますけれども、一つの指標であらうと思います。何とすばらしい徳島県の力があるのでないかと思います。

これは県の行動計画による多くの施策によって、トータル的にこういう結果になったんだろうと思う次第でございます。

そこで、昨年7月に策定した新たな行動計画の推進ということで進めております。徳島県が更に成長してほしいと思いますけれども、今後、県として、どのように更に取り組んでいくのか、考えがあればお尋ねしたいと思います。

佐藤総合政策課政策調査幹

現在、取組を進めております行動計画につきまして、県としてどのように進めていくのかという御質問でございます。

現在の行動計画であります新未来「創造」とくしま行動計画につきましては、昨年7月、本県を取り巻く環境が大きく変化する中、県民一人一人が自分の希望に向かって生き生き

と働き、安心して暮らしていくことのできる社会を実現していくための羅針盤といたしまして策定したものでございます。

3層の構造ということで構成しております。まずは今世紀の折り返し点となる2060年頃の目指すべき将来像としての長期ビジョン、それから手の届く未来であります10年ほど先を見据えました近未来の成長戦略である中期プラン編、それから平成27年度から平成30年度までを計画期間としておりますが、今後4年間の主要施策を位置付けた行動計画編という3層構造で構成しているところでございます。

行動計画編におきましては、国や県、共に重要な課題であります人口減少の克服や東京一極集中の是正に向けまして、人や仕事の好循環を加速する地方創生関係の施策を基本目標の一つとするとともに、経済・好循環とくしまの実現、それから、安全安心・強じんとかくしまの実現など、七つの基本目標を位置付けているところでございます。

この行動計画につきましては、県政の運営指針として最上位の総合計画でございます。計画に位置付けられたすべての施策を着実に進める必要があると考えてございます。その推進に当たりましては、県民目線、現場主義に立つことが重要ではないかと考えているところでございます。

また、社会経済情勢等の変化や新たな県民ニーズに即応するために、毎年度必要な改善見直しを行うということとしておりまして、見直しに当たりましては、県議会の御論議をはじめ、県政運営評価戦略会議や総合計画審議会を通しまして、県民の皆様の声にしっかりと耳を傾けた上で、着実に成果が得られますようにスピード感を持って徳島県ならではの施策を展開していきたいと考えております。

喜多委員

新たな行動計画によって、徳島県で人口減少、今まで経験したことのないような人口減少がこれからも続いていくと思います。県庁挙げて頑張っていたいただきたいと思います。

ちなみに、人口減少というのは、秋田県、福島県、青森県がやっぱり一番減少率が高く、それにプラスのところも入っております。人口減少によって本当にこれからいろいろな影響がすごく出る中で、出生率だけではなく人口減少もプラスに向かっていくような努力等、行動計画に沿ってこれから進めていってほしいということを強く要望しておきたいと思っております。

また、これ、何年かわかりませんが、次にイラストが出たときにも徳島県が上位でいけるように頑張っていたいただきたいと思います。

次に、空き家についてですけれども、徳島市内でも、私もうろろ、よくするんですが、空き家が本当に増えておると。山に行っても、海の方に行っても、最近びっくりするぐらい空き家が増えております。昔みたいに板の扉というか、窓がない家は少ないんですけれども、誰が見ても人が住んでいないというか、もちろん徳島市内はさほどのことはありませんけれども、山の方に行くと、非常に多いんです。そして、これを見てみますと、野村総合研究所によると全国の空き家比率は2015年が全住宅の13.5%、そして2033年には2倍

強の30.4%になるという見通しでありまして、これは大変なことではないかと。もうちょっと先にいったら半分が空き家ということになって、これ、どうなるのか。それで、人の家は、住まなくなったら住みにくくなるというか、もう二度と住めなくなるというのが普通でありまして、そのようにしないために、いろいろの対策をこれから講じていかなければならないということではないかと思えます。

そこでまず、徳島県における空き家の現状と地方創生を推進するに当たっての空き家利活用に向けて、これからどう進めていくか、基本認識についてお尋ねいたします。

平井地方創生推進課長

ただいま喜多委員から本県におきます空き家の現状と、地方ならではの地方創生を意識するに当たりましての空き家の利活用に係る基本認識ということについてお尋ねを頂いたところでございます。

まず、本県の空き家の戸数でございますけれども、総務省の平成25年住宅土地統計調査によりますと、平成25年10月1日時点で6万4,000戸ということでございまして、その時点の県内住宅総数が36万4,900戸でございますので、比率といたしまして17.5%ということになってございます。先ほど委員からお話ございました全国の平均値が13.5%ということでございますので、それを4ポイント上回っている状況にあるということでございます。

また、前回の調査でございます平成20年の数値と比べますと、本県においては1.6ポイント増加している状況でございます。

次に、地方創生推進に向けてのこういった空き家利用に向けての基本的なスタンス、認識でございますけれども、まずは、地方創生の大きな柱でございます「とくしま回帰」に向けた重要な施策でございます移住交流の推進に当たっての受皿として、利活用を促進していく必要があると考えております。さらには、仕事づくりの面でも、例えば外国人観光客のインバウンドなどを念頭に置きました観光計画の受皿ということでもこういった空き家の利活用ということは、非常に重要なテーマであると認識いたしているところでございます。

喜多委員

全国平均より高い空き家率ということで、今まで余り対策をしてこなかった面も多少あるかもわかりませんが、人口減少という中で、これからも相当頑張らないといけないと思っております。

そこで、これは政策創造部だけでなく、県土整備部と一緒に進めていく必要があるのではなかろうかと思っております。どこまでが県土整備部か、どこまでが政策創造部が行くかということも併せて、これから役割分担ということが大事なことでないかと思えます。それについて、お尋ねいたします。

平井地方創生推進課長

空き家の利活用に向けました県土整備部と政策創造部との基本的な役割分担についての御質問でございます。

まず、県全体の住宅政策をつかさどっておられます県土整備部におきまして、実は昨年度より住宅課が中心になりまして、従来よりも空き家対策に一段と本格的に取り組んでいただいているところでございます。

具体的には、空き家の利活用に当たりましては、やっぱりその家の家財道具でございますとか、仏壇相続問題、そういった面での取扱いなど様々な課題があると言われていたところでございますけれども、そういった疑問や悩みに公的な立場からワンストップで相談対応していこうということで、本年の1月29日に「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターが、県から県の住宅供給公社に委託する形で徳島市川内町の健康科学総合センター内に開設されているところでございまして、6月15日までで85件の相談が寄せられていると伺ってございます。

さらに、空き家が利活用可能かどうかといった判定を行います空き家判定士という制度を全国で創設いたしているところでございまして、3月19日に初代判定士といたしまして、47名の方が認証をなされているところでございます。

こういったワンストップ窓口とか判定士の皆様からの情報については、市町村の空き家バンクというのがございまして、そちらに行き、そして集積をされることとなっているところでございまして、こういった県土整備部の積極的な取組の中で、政策創造部といたしましても、しっかりと連動いたしまして、課題の共有、それから情報の共有ということで、具体的にはこの空き家情報につきまして、移住相談のワンストップ窓口、政策創造部の方でも、徳島駅前でございますとか、東京の有楽町の方に設置をいたしております。そういったところでしっかりと共有いたしまして、移住希望者の皆様のニーズに合わせて提供をしていっているというような状況でございます。

喜多委員

いろいろなデータが集積されておるということで、空き家バンク等に登録件数はどのようにされているのかお尋ねいたします。

平井地方創生推進課長

空き家関連のデータについて御質問を頂いたところでございます。

そういった情報を集約しまして発信する手段として、現在、全国の総合的なワンストップの移住支援サイトでございます移住ナビというのがございまして、その中に登録されております徳島関係の不動産物件情報でございますけれども、一戸建てでございますとかマンションといったものについての購入物件については202件、それから賃貸物件については256件ということで、この移住ナビの方には合計458件が登録されているところでございます。

それと、これとは別に、県内市町村が独自に開設いたしております空き家バンクというのがございまして、そちらへの登録件数は80件ということでございまして、この二つを合わせまして、県全体では現在 538 件の空き家関係の情報が登録されているという状況でございます。

喜多委員

受皿として空き家が約 308 件、6 万 4,000 戸の空き家件数という中で、御苦労されておると思いますが、これからもこの空き家データベースをより一層充実、強化して、活用することが本当に大切だろうと思っております。

空き家情報の提供や活用にあたっての県としての課題認識について、改めてお尋ねいたします。

平井地方創生推進課長

課題認識について、御質問を頂いたところでございます。

まだまだ多くの課題があると認識いたしておるところでございます。

委員からもお話を頂きましたように、データベースをより一層充実していくこと、非常に重要だと思っております。県土整備部、さらには市町村との強力な連携のもとで充実を図ってまいりたいと思っております。

また、そのような情報を移住希望者の皆様にそのニーズに応じてワンストップできめ細やかに提供していくことも重要な課題と考えているところでございます。

さらには、そのような情報をもとに、住宅供給公社と地域とを結ぶ移住コーディネーターの養成も本当に重要と考えているところでございます。

地方創生推進課といたしまして、移住者の目線に立って、そういった情報収集、提供にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

喜多委員

最後に、本当に貴重な資源というか、もう使いものにならない資源が県のいろいろな施策によって有効に活用できるということで、是非とも政策創造部が中心になって住宅課と一緒に利活用ができるように頑張ってもらいたいと思っております。

そして、いろいろと徳島県に持ってきたりとか、徳島県、ええなあということを経験してもらったために、徳島県ゆかりの皆さんに絞った情報提供も必要ではないかと思っております。これからの取組について、お尋ねいたします。

平井地方創生推進課長

移住関連情報、徳島県の見どころ支援ということでのターゲットといたしまして、徳島県ゆかりの皆さんをどう支援していくのかという観点の御質問を頂いたところでございます。

本県ゆかりの方，東京圏や関西圏をはじめ，県外でお暮らしの皆様に対して，Uターンを呼び掛けて，ということは非常に重要なことであると認識いたしております。

具体的な方策といたしまして，私ども，考えておりますのが，県立高校の同窓会名簿にそれぞれ載せてございます。それを県として直接使わせていただくことは個人情報観点もございまして難しいところがございますので，そういった同窓会の事業といたしまして，県立同窓会名簿の改定時期に合わせまして，ふるさと徳島県へのUターンを呼びかける県の広告を掲載していただけないかということでお願いして，御理解を頂いて，実施しているところでございます。昨年度は城南高校の御理解を頂きまして，今年度は鳴門渦潮高校といったところで随時実施させていただいているところでございます。

また，ふるさと納税を行ってくださった皆さんに対するお礼状の送付に当たりまして，Uターンを呼び掛ける資料も添付させていただきますとか，県人会の場で名簿を交付していただくといった取組を，いろいろ送付に工夫を重ねながら徳島県ゆかりの方のハートに届くような情報提供をしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

喜多委員

いろいろな手段を使って，積極的に取り入れて，「とくしま回帰」も含めて，空き家住宅を有効活用するように，これからも取り組んでいただきたいと思います。

3月の末に県主催の空き家の利活用という徳島活性化の可能性を探る「とくしま空き家フォーラム2016」に，私も参加させていただきました。

そして，そのときに知事はじめ面々がそろっておりましたけれども，パネリストの1人に徳島大学の田口太郎準教授も出ておりました。一生懸命積極的に発言をしていたので，1回話をしたいと思ったら，たまたまですけれども土曜日，おとといに会う機会があつて，話をさせていただきました。

田口準教授は，徳島大学ですから南常三島町で勤めておりました。佐那河内村がいいなということで，家を移る前に佐那河内村で一生懸命いて，そして地元のいろいろな活動に参加しているということで，地元の人との信頼関係，人間関係をつくって，移住して，それからとてもスムーズにいつているということで，皆が大歓迎のような迎えを受けて，今ものすごくいい田舎の生活を送っておるということで，先ほど言いましたゆかりと多少関係がありますけれども，大事なことであるという話を改めて聞きました。

そして，大事なものは，空き家を地域の資源として，各地元が積極的に活用することを提唱して，手を入れて，お金も使って，どうぞという体制をつくるということと，もう一つ大切なことは，1軒だけだったらなかなかうまくいかないで，できるだけ3軒，5軒，10軒と，空き家を総合的に受け入れる態勢をつくるということと，おとといも話をされまして，このことによって，徳島市内も佐那河内村も，県内のどことも一緒ですけれども，受け入れることによって，田口準教授の場合は県内から県内ですから人口増にはつながりませんけれども，これがもうちょっと増えてきたら，この頃，どの企業でも，どの大学でも，学校でもですけれども，県外からたんたんと来ているという中で，すごくいい方法で

ないかということで、地元の人と積極的に仲よくしていくということが、移住にも、それなら行きたいという気持ちにもなるというお話がありました。これからはしっかりと、全庁挙げて頑張っていたいただきたいと要望しておきたいと思えます。

それと、先ほどもちょっと話が出ましたが、ふるさと納税のことで、していただける人が税制というか、昨年度から寄附額の上限が2倍になったということで、このふるさと納税も一気に倍増したということでもあります。全国を含めて徳島県の現状、どのような増え方をしているのか、お尋ねいたします。

森口市町村課長

ただいま喜多委員の方からふるさと納税のことについて御質問を頂きました。

ふるさと納税制度につきましては、平成20年度の税制改正によりまして、ふるさとに対して貢献をしたい、それから応援をしたい、そういう納税者の思いを実現しようという観点から創設された制度でございます。

今、お話がございましたように、地方創生の動きと相まって、平成27年度に大きな改正が行われております。その一つが、ふるさと納税の場合、例えば、4万円を寄附された方がいらっしゃるとしましたら、2,000円を残した3万8,000円部分について、まずは所得税の分が控除されると。それから次に、個人住民税の所得割ということで10%がそこからまた税から控除されると。さらに残った場合について、これまではその方の個人住民税の所得額の10%が限度であったんですけども、20%まで控除してあげようという制度が拡充されたところでございます。

例えば、これで試算をいたしましたら、本人の給与収入が500万円の方、夫婦でお子様、高校生と中学生の方がいらっしゃるという方でございましたら、4万円の寄附までされましたら、2,000円を除いた3万8,000円が全額税額控除されるという制度になっているというところでございます。

それともう一つは、これまでのふるさと納税でございますけれども、確定申告をする必要がございました。給与所得者については、なかなか確定申告の機会がございませんでした。そういう不便な部分も改善していこうということで、同じく平成27年度の税制改正によりまして、ふるさと納税で、確定申告せずに税額控除を受けられる制度ができております。これは、ふるさと納税した団体に対して、自分はこの特例制度を使いたいという申請をしましたら、確定申告をせずに税額控除を受けられるという制度でございます。

こういう流れを踏まえまして、先般、6月14日に総務省におきまして、ふるさと納税に関する現況調査結果の概要というものが公告されました。まず、平成27年度の全国の状況でございますけれども、件数にいたしまして726万93件ということで、前年度に比べまして約3.8倍という伸びになっています。また、金額につきましても1,652億9,102万円ということで4.3倍の伸びになっております。

そういう状況の中で、本県の状況でございますけれども、県分と市町村分に分けて御説明をさせていただきます。県分につきましては、件数については1,167件ということで、

前年から3.6倍の伸び。全国順位でいいましたら20位。それから金額につきましては4,946万円ということで、対前年度1.5倍。全国順位でいいましたら14位という数字でございました。また、市町村分でございますけれども、件数につきましては1万2,454件ということで、対前年度2.8倍。全国順位が45位。それから、金額につきましては2億677万円ということで、対前年度2.4倍。この金額については、残念ながら全国47位という状況でございます。

こうしたふるさと納税、全国的にも、また本県でも大きく増えた要因といたしましては、ふるさと納税の制度が普及、定着してきたこと、それからふるさと納税を頂いた方に対して返礼品をお渡ししますが、それを充実したこと。それから、さっき申しました平成27年度の制度の拡充。それからさらには、電子申請とかクレジット決済などの収納環境の整備。こういうところがふるさと納税の大幅な増加につながってきたと考えております。

喜多委員

金額は倍ぐらいになりましたけれども、全国水準からいくと残念な結果なようですけれども、全国的に、県によってですけれども、多いところでどのぐらいというのはわかるんですか。少ないところがどんなものか。

森口市町村課長

県、市町村の合計の数字でございますけれども、例えば、一番多いところでございましたら、北海道でございます。北海道の金額が150億3,607万円という状況になっております。

また、県と市町村を合わせました徳島県は47位と申しましたが、その上の46位でございますけれども、それは富山県でございます。金額でいいましたら2億9,665万円という状況になっておりまして、団体によりましてかなり大きな開きがあるという状況でございます。

喜多委員

北海道は150億円。すごいね。何でしょうかね、これは。

徳島県と富山県が3億円近くということで最下位をさまよっておりますけれども、金額は決して多い方がいいということではないですけれども、ふるさとに対する思い入れというのか、いろいろあろうと思っておりますけれども、150億円という金額は、北海道にとってもすごく有り難いことだろうし、多分、ほかにも高いところはずっと高いと思うんですけれども、高めるためにこれから頑張ってもらいたいと思うんですが、どうしたら上がると思いますか。

森口市町村課長

徳島県の場合、まだまだ伸びしろがあるかと思えます。

まずは情報発信というのが一番大事なんだろうと思います。これにつきまして、全国で民間事業者が「ふるさとチョイス」といいますふるさと納税を全国で比較できるような専門サイトもつくってございまして、徳島県の市町村も全部登録しているような状況でございまして、ここにより魅力的な情報発信をできるかというのが1点かと思っております。

それともう一つは、ふるさと納税を納めていただくに当たりましては、例えば郵送でありますとか銀行振込でありますとかあるんですけども、やはり最近の傾向といたしまして、クレジット納付という方法もあるかと思っております。そういう工夫をすることによって、より納めやすい環境をつくっていくのが大事と考えております。

市町村におかれましては、ふるさと納税、こういうふう全国的に地方創生についての一つの大きな制度として成長してまいりましたので、知恵と工夫を凝らしていただきまして、正に新しい財源として、また、返礼品等の活用によりましては、地場の特産品でありますとか、正に地域資源の循環という観点にも十分なるかと思っておりますので、そういうところで知恵と工夫を絞っていただいて頑張ってくださいれば、また、市町村課としても、市町村のニーズなんか踏まえながら、適切な助言等に努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

一時、問題になっておりました、納税してくれた人に特産品を贈るということでありませう。総務省の方も余り過度な見返りは見直してほしいということでありましたけれども、これは徳島県についてはどんな状況でございませうか。

森口市町村課長

ただいま委員から御指摘がありましたように、ふるさと納税制度、一つの弊害といたしまして、非常に返礼品が華美になり過ぎて、そこだけでの競争になってしまっているという状況もございませう。これにつきましては、総務大臣もおっしゃっておりますが、ふるさと納税制度は必ずしも返礼品を前提にした制度ではないと。そこをまずしっかり、やはり各地域の新しいまちづくりのために活用するものであるというところを発信されております。あと、総務省の方から、やはりそういうふう返礼品が華美になっておりますので、特に金券でありますような換金性の高いもの、それから家電製品でありますとか、ゴルフ用品とか、そういう非常に高価なものは慎むようにということで通知を出しているところもございませう。県内の市町村におきましては、そういう総務省の通知に反することなく、適正に運用されているものと考えませう。

喜多委員

よろしくお願ひします。頑張ってくださいたいと思ひます。

マイナンバーが昨年10月から全ての国民に通知カードが送られました。そして、その通知カードが着いていないという報道が多々ありますけれども、その状況をお尋ねいたします。

東條地域振興課長

ただいま喜多委員の方からマイナンバーカード、その通知カードの状況についてお尋ねを頂きました。

マイナンバー法につきましては、昨年10月から施行されて、まずはマイナンバーが記載された通知カードというのが各世帯に簡易書留で郵送されたところでございます。

県内の状況を申し上げますと、世帯ごとに通知がされますので、県内では33万6,501通が送付されております。うち4月28日現在の未交付数でございますけれども、8,067通、パーセンテージで申しますと未交付率が2.4%という状況になってございます。

こういった数字でございますので、市町村におきましては、通知カードを受け取っていない方に対しまして、できるだけ受け取っていただくことが必要となってきますので、例えば広報紙に掲載をしまして、取りに来ていただくことを周知いたしましたり、あるいは通知カードの通知が転送されない形の簡易書留で送られましたので、転送可能な普通郵便で案内を送ると。それによりまして窓口の来庁を促すでありますとか、あるいは病気等で動けない方につきましては、職員が本人のもとに出向いて交付を受けるとかいった工夫を行っているところでございます。

今後、通知カードというものが必要になってきますので、できるだけ確実に受け取っていただけるように、引き続き、市町村とともに努力をしていきたいと考えてございます。

喜多委員

それと、マイナンバーカード、通知カードが送られてきて、その申請をして受付が始まって、交付されたということでもありますけれども、その状況についてお尋ねいたします。

東條地域振興課長

マイナンバーカードの申請、あるいは交付の状況ということでお尋ねを頂きました。

マイナンバーカードにつきましては、氏名あるいは住所、生年月日、性別、こういった4情報が記載されました顔写真付きのカードということになります。

本県のマイナンバーカードの申請件数でございますけれども、5月末現在の数字を申し上げますと、5万5,155件ということになっております。人口比で申しますと、約7.1%ということになっております。

先ほどの申請状況でございますが、一方、交付状況でございますけれども、5月末現在の交付済み枚数につきましては、2万8,236枚ということになっておりまして、申請された方に対して交付が終わっている枚数が51.2%ということで、申請された方の約半数の方が既に交付を受けていただいているという状況にございます。今後は、市町村窓口にお

きまして、申請をされた方にできるだけ早くマイナンバーカードというのを交付いただけるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

喜多委員

5万5,155件の申請があつて2万8,236枚交付されているということで、これは時間がたったら本人に行くようになるんですか。51.2%の残り的人。申請して、多分これ、何か月かかるといふことですが、何か月後かにはこの5万5,000人全員が受け取るようになるんですか。

東條地域振興課長

マイナンバーカードの交付の手続でございますけれども、まず、カードの準備ができましたら、市町村の窓口の方から申請をされた方に対して交付通知書が行きます。その中で市町村の窓口に交付を促すという形になっておりますので、残りの四十数%の方につきましても順次取りに来てくださいという通知を行つて、交付が完了していくという状況になっております。遅くとも7月までには受け取っていただけると考えております。

喜多委員

引き続き、交付・申請の手続について、しっかり頑張ってくださいと思います。

山田委員

私の方からも数点お伺いします。

まずお伺いしたいのは、これから始まる消費者庁問題です。実証実験ということで行われるんですけれども、簡単に、具体的にどういうふうな人員で、40人といわれていますけれども、どういうことをやるのか。その中で、私自身が気にしているのは、8月末の移転の結論に向けて、消費者庁の機能を含めた全業務のお試し実験がやられるのかということについてもお伺いします。

平井地方創生推進課長

ただいま山田委員の方から、いよいよ目前に迫りました7月にある消費者庁の予備試験に関する内容について御質問を頂戴いたしたところでございます。

先週金曜日でございます。6月17日に河野大臣から記者会見で御発言がございまして、7月4日から29日までの間、徳島県庁において試行的滞在を行うと発表されたところでございます。この期間中に、消費者庁長官、幹部職員を含む40名程度の職員が試行的に業務を行う予定ということでございます。現地においては、ICTを活用したテレビ会議等も行いながら、3月の試行より長い期間をとって業務を円滑に行えるかといった検証を行うほか、引き続き徳島県の先駆的な活動など、現地の庁舎の実情を把握したいという御発言があつたところでございます。

もう一つ御質問を頂いた、その具体的な検証の内容でございますけれども、実は、この点につきましては、3月22日、安倍総理大臣を本部長といたします、まち・ひと・しごと創生本部の方で政府関係機関のこういう点に関する基本方針というのが出されております。その中で、消費者庁等の移転について、具体的に触れられておまして、消費者庁の施策事業の執行業務でございますとか、企画立案業務、それから危機管理業務などといった、様々な業務について検証を行うと書かれておまして、そういった検証を踏まえまして、8月末までに移転に向けての結論を得ることを目指すと基本方針に書かれてございますので、そういうことを念頭に置いて7月の業務試験もなされるものと考えているところでございます。

山田委員

今、聞いたんですけれども、とても消費者庁の全ての業務をこれだけの期間で、このメンバーで移転、お試しができるかといえば、やはり疑問だと。テレビ会議等々通じての一部のお試しは恐らくできるかもしれませんがともという気がします。

これについて、更に特別委員会等々でも聞いていきたいと思うんですけれども、今日、聞いていきたいのは、8月末の結論に向けて、県の方が徳島県へ消費者庁の移転を提案する理由ということで、3点挙げております。一つは、消費者行政の改革に貢献して全国モデルとなる先進的な事業を行っている。それと二つ目が消費者問題の人材育成が進んでいる。三つ目は、全国屈指の光ブロードバンド環境が整備されている。この三つが徳島県に来る理由として挙げられているんですけれども、私自身、この間いろいろ調べてみたり、また、この前もシンポジウムを我々自身もやって、これに詳しい弁護士さん等々も意見交換もさせていただいたんですけれども、その面で、まず第1点の消費者行政改革への貢献、平成20年の5月に徳島県が消費者行政を一元的に推進する新組織の発足ということを提言したということが、いわゆる貢献した一つということでは言われています。これは、本当にそうなんですか。

平井地方創生推進課長

消費者庁設置の背景に関しまして、徳島県がどのような関与をしていったのかという関連の御質問かと思えます。

消費者庁、平成21年に発足したところでございますけれども、平成19年当時でございますが、中国産の冷凍ギョーザ問題とか、あと食品表示偽造問題、国民の食の安全を脅かす事案が数多く発生いたしたところでございます。そうした状況のもとで、徳島県におきましては、こういった消費者行政を、それまで行われていました省庁ごとの消費者保護という取組よりも、消費者行政をより一元的に推進するような、消費者側に立った官庁の存在が必要であるということで、平成20年5月にそういった新組織が必要ではないかという徳島県を含む政策提言を行ったところでございます。

その後、平成20年8月、当時の野田聖子消費者行政推進担当大臣と全国知事会の意見交換会がなされて、その際にも徳島県知事からそういった必要性を改めて強く訴えかけたということでございます。そういった経緯もございまして、現在の消費者庁が発足したということですので、徳島県の平成20年5月の提案が一つの背景になっていると考えているところでございます。

山田委員

5月に提案したというのはそのとおりなんですね。しかし、その5月って一体どういうときかということで、平井課長にお伺いしたいんですけれども、この当時に、平成20年の2月から6月にかけて、消費者行政推進会議が設置されて、4か月間で、あるべき消費者行政の方向というところは既に検討されていたではないか。実は、全国の関心を持たれる人から、これは後出しじゃんけんもええとこやないか。徳島県がそんなに貢献したと言うて、胸張ってここに書いているけれども、そんな状況になっていない、既にでき上がった、それで6月に閣議決定され、その直前に県が提言したと。それで貢献したと言われても、それはそうかという話にならないと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

平井地方創生推進課長

平成20年5月に政策提言をいたしまして、その後、平成20年8月でございます。先ほど触れさせていただきましたが、野田聖子消費者行政担当大臣からの呼び掛けによりまして、全国知事会との意見交換ということで、そこで飯泉知事、当時の栃木県知事、岐阜県知事、千葉県知事というメンバーで消費者行政の一元化を含めた今後の消費者行政の在り方ということで意見交換がなされたところございまして、そこでそういった一元的な新たな組織が必要であるとの提言をいたしましたし、徳島県の暮らしのサポーターといった先進的な取組の紹介もいたしましたところでございます。その後、平成21年9月に消費者庁が設置されたということでございますので、平成21年9月の設置に向けての重要な意見交換会ではなかったのかと考えております。

山田委員

実は、この有識者会議、消費者行政推進会議、2月から6月までやって、6月に既にもう報告書が出ております。だから、そういうふうな流れが既にもう確定していたんです。そういうときに5月に提言を出したというのが、経過から言った事実だと思います。

だから、その面で、胸張って、徳島県が貢献して消費者庁をつくったんだと、知事が、よく言いますけれども、ほかの県からしたら、やはり事実からしてどうなのかという点が、私は懸念される。問題になると思います。

次にもう一点、消費者問題の人材育成、これは勝間課長の方にも関わってくる問題なので、地方創生対策特別委員会でも聞いていきたいと思うんですけれども、全国屈指の光ブロードバンド環境の問題について、これが三つ目の理由として挙がっております。

総務省の指標ですけれども、ブロードバンドの普及率は全国一番なんですか。

東條地域振興課長

ただいま山田委員の方から、ブロードバンドサービスの世帯普及率ということで質問がございました。

総務省から毎年ブロードバンドサービスの世帯普及率が公表されています。この率につきましては、ブロードバンドサービスの契約数、これを総世帯数で割ったものということで理解いたしております。

本県の状況につきましては、平成26年12月末現在の数字で申しますと、162.7%、全国順位で申しますと35位でございました。ただし、これ、全国の数字と申しますと、201%ということになっております。この数字につきましては、御承知のとおりと思っておりますけれども、ブロードバンドサービスを実際に使っている状況を示しているものでございまして、その数字の中には、最近普及が進んでいますスマートフォンを使いまして、いわゆるLTEを使うサービスも含まれているということで、数字が100%を大きく超えて、本県では162.7%ということになっている状況でございます。

山田委員

今、説明がありました。ブロードバンドの世帯別の普及率は35位ということで、決して一番ではないよということですよ。

つまり、100%ケーブルテレビが普及していることが「全国で屈指の」という意味なんですね。その点をもう少し詳しく御説明ください。

東條地域振興課長

ただいま、全国屈指のブロードバンド環境における表現の根拠ということでございます。

先ほど委員がおっしゃいましたように、ケーブルテレビの世帯普及率が平成27年の3月末現在で88.6%、これが4年連続で全国1位ということになってございます。

これにつきまして、若干御説明をさせていただきますと、本県におきましては、地上デジタル放送の移行に伴いまして、全県のケーブルテレビ網構想というのを推進いたしました。その結果、自治体が主導いたしまして、ケーブルテレビ網の整備を進めてきました結果、地上デジタル移行によりまして、例えば県外の放送局が入らない地域におきましても安定的に県外の放送を視聴できるとか、あるいはそういったことに加えまして、高速大容量の通信が可能な高速ブロードバンド環境というのが構築されたということで、一石二鳥の効果があったということでございます。

この環境が整っていることでございますので、県民の皆さんにもそういったブロードバンドサービスの申込みをしていただければ、直ちに都市部はもとよりでございますけれども、中山間地域におきましても、高速大容量のブロードバンドサービスというのが利用で

きるような環境にあるということで、こういった表現を使わせていただいております。

山田委員

だから、これ自身は非常に重要なことですよね。田舎でも地上デジタル等々が見られる。ただ、インターネットとの接続問題は、各地で問題になっていますよね。特に高齢者の皆さんにとっては。それはそれでいいでしょう。また別の機会に。

しかし、テレワークと、100%ケーブルテレビが普及していることと、これ、どういうふうに関係するののかという疑問も残ります。仮にケーブルテレビの普及率が低いところでも、調査に光ケーブルがあれば、テレワークが進むと私も思います。だから、これを殊更、ブロードバンド環境が100%だということが即テレワークの前提になるということについては、ここは説明が要るのではないかと思います。

時間の関係で更に進めていきます。

実は、5月25日に成立した消費者契約法の一部を改正する法律案について審議した参議院の地方消費者問題に関する特別委員会において、喫緊の課題である消費者庁、国民生活センター等の地方移転について、いろいろ審議がなされています。5月20日、「消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島県への移転については、本法等消費者庁所管の法令の運用に重大な影響を与えかねないため、慎重に検討すること」との附帯決議が、自民党、公明党も含めて、全会一致で決まったんです。だから、そういうことから見て、これ、実は事前委員会の地方創生対策特別委員会でも西條次長にも聞いたんですけども、明確な答弁ではなかったもので、改めて、県として、この参議院の附帯決議の重み、どういうふうに取り扱っているのかということと、もう1点。

地元の新聞社の方で、日本弁護士連合会の会長が一部移転を容認するというのが一面にどんと出ました。しかし、その後、新たに4月に着任した日本弁護士連合会の会長の方は、一部移転にも反対だということかなり強いメッセージも送られている。当然、アンテナの高い徳島県としては、そういうあたりもつかんでおると思うんですけども、これらの動きについて、どういうふうに認識をされていますか。

平井地方創生推進課長

大きく2点御質問を頂いたところでございます。

まず、5月20日に行われました参議院の地方消費者問題特別委員会におきます附帯決議を、どのように受け止めているのかという御質問でございます。

委員からのお話にもございましたように、慎重に検討するといった文言を含めての再決議がなされたということ承知しているところでございます。附帯決議ということで、政府に対して行われたところでございまして、国におきましては、こういった附帯決議、それから先ほどおっしゃいましたが、3月22日に、まち・ひと・しごと創生本部として決定いたしました政府関係機関の地方移転の基本方針に伴う検証と、そういったことを踏まえ

て、今後、8月末の決定ということに流れていくのではないかと考えているところでございます。

県といたしましては、政府におきまして、消費者庁の徳島移転ということについては、これまでにない歴史的な取組ということでございますので、こういう重要な判断を行うに当たりましては、そういった検証と慎重な検討ということがあるのではないかと考えております。その慎重な検討の一つとして、この度の、7月の1か月の業務試験でございますとか、現在、鳴門合同庁舎の方でなされております国民生活センターの試験といったことがあってと考えておりまして、県といたしましては、そういった検証がしっかりと進むように、万全の準備を整えて望んでまいりたいと考えているところでございます。

それともう1点、日本弁護士連合会の会長の談話に対する受止めについて、御質問を頂戴いたしたところでございます。

去る6月9日だったと思いますが、今、お話のございました附帯決議を踏まえての会長談話が出されたことは、私どもも承知をいたしているところでございます。

既に日本弁護士連合会のお立場ということにつきましては、昨年の11月に、特に距離的な障壁があるのではないかと御懸念を示してもいただいているところでございまして、ただ、その中で、日本弁護士連合会の方から、「徳島県は消費生活サポーターの養成と地域連携の推進など、消費行政の推進を先駆的に取り組んでいる地方公共団体として高く評価できる」ような記載も頂いているところでございます。

徳島移転に対しましては、様々な御意見があるということは承知もいたしているところでございますけれども、そういったことも踏まえまして、何遍も申し上げておりますが、政府関係機関移転基本方針に基づく業務試験、試験移転が行われて、それを踏まえて、政府の方が8月末に決定をなされるものと考えております。

山田委員

今、答弁を頂いて、実はここもまた聞きたいところなんですけれども、そうしたら、今、答弁に出た鳴門合同庁舎での国民生活センターの実証実験が、今まで3回行われているんです。その数字と、徳島県内の数字、端的に御報告ください。

平井地方創生推進課長

国民生活センターの研修の実施状況でございます。

まず1回目、9月9日から11日にかけて行われまして、参加者数69名でございます。うち県内50名、県外19名でございます。

2回目でございます。6月6日から8日まで行われまして、全体で39名、うち県内は20名、県外は19名でございます。

3回目が6月8日から10日まで行われまして、全体で17名、うち県内は8名、県外は9名といったところであります。

山田委員

つまり、ずっと下がってきているんですね。それで、1回目の69名のうちの、徳島県内の50名の中でも、3日間おったメンバーは、途中で抜けたメンバーが15人おるという状況も既に報告されています。本当に熱心に研修に当たっているのかという疑問も出ているわけですが、実はこれ、先ほど喜多委員からも紹介があった日本経済新聞で、「地方創生尻すぼみ」と。2014年の9月の時点では、政権の看板政策。それが、消費者庁の移転問題もそうなんですけど、1億総活躍の働き方問題の方へ大きくシフトしとる。私自身もそう思いますけれども、そういう中で、この数字を見て、全国から一極集中是正も、結局文化庁だけ決まって、あと和歌山県、徳島県、いろいろなっていますけれども、そういう状況の中で、全国の省庁移転のシンボリックなリーダー役を徳島県は果たしているんだ、とよく答弁されていました。それなら、全国からも当然応分の徳島へ来る、実はこの試験移転が行われる前に、知事から全国の知事さん宛てに、来てください、徳島を選択してください、これにおまけに、河野大臣ですね、同じような趣旨のことを添付して出したと。これ、国会でも問題になったようなんですけれども、それはいいでしょ。そうやって、全国に呼び掛けているんですよ。しかし、この数値ということで見たら、これはどういうふうに見られるんですか。ここは地方創生に絡む委員会なんですけれども、いやいや、地方創生は看板倒れになっていない。徳島県は一極集中打破のために全力を挙げているんだ。全国からも注目されているんだという数字がこれなんですか。

平井地方創生推進課長

今回、14回のうち3回研修が行われたということでございます。

3回目に17名ということで、決して多い参加者数ではないと受け止めておりますが、研修自体は予定どおりのカリキュラムでしっかりと実施されたところと伺っているところでございます。そもそも、全体で、年間計画として、70回程度国民生活センターの研修があって、そのうち14回を徳島県で実施するという状況の中で、これまで3回やっておりますけれども、それぞれ同じ講座を徳島県で1回、相模原市の方で2回ということで、一つのテーマについて、計3回する枠組みになっております。そういう中で、全国に皆様が徳島県を選ぶのか、東日本の方であれば引き続き相模原市の方が行きやすいかと、そういったこともあるのではないかと考えておりますが、つまり、それぞれの講座によりまして、回数の問題と、それからテーマとか内容とか、あと専門性といったような対象者も異なっておりますので、そういったことから参加人数についてのばらつきが生じたということもあるのではないかと考えております。

それと、1億総活躍社会に関してお話がございました。今回のプランの中でも、地方創生は1億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つであるということで、1億総活躍のプランの中、それから新たなまち・ひと・しごと基本方針2016にも明記されてございますので、そういったことから、地方への新しい人の流れをこの徳島県から切り

開いていくんだという強い意気込みのもとで、引き続き消費者庁等の徳島移転に取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

実は、これ以外にマイナンバーの問題も聞きたくて、特に皆さんからマイナンバーは強制かという疑問があるんですけども、これは課長の方からあくまでも任意だと聞いているので、そういうことを踏まえるんですけども、しかし、マイナンバー制度というのは、100%漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能です。意図的に情報を盗み得る人間もおるということから見たら、本当にリスクがある欠陥制度だと。今回も議案で新たに3分野増やすということになっていきますけれども、これについては同意できない。合わせて、企業版のふるさと納税。事前委員会でも多々問題点を指摘しました。そういう立場から、この二つの議案については反対ということをお願いして、私の質問を終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

政策創造部関係の議案第1号及び第4号については、先ほど山田委員から反対の表明がありました。ほかにございませんか。

それでは、議案第1号及び第4号を、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号及び第4号について、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号及び第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号及び第4号を除く、政策創造部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第4号を除く、政策創造部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号，議案第4号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第3号

これをもって、政策創造部関係の審査を終わります。

次にお諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」という者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、7月20日から22日までの3日間の日程で、自然エネルギーや地域振興に資する施設等を調査するため、北海道の関係施設を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」という者あり）

それでは、これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時55分）